

平成十八年十二月六日提出
質問第二一〇号

改正入管法に関する質問主意書

提出者 保坂展人

改正入管法に関する質問主意書

本年五月二十四日に公布された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」のうち、テロ対策にかかると聞いている。テロ対策の実施、とりわけ、指紋等個人識別情報の利用にあたっては、プライバシーや人権に配慮した施策および制度作りが法施行までに必要と考え、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

1 「上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供の義務化（以下、U S I V I S I T日本版とする）」について

(1) 政府は、U S I V I S I T日本版の導入時期をいつ頃と考えているか。

(2) 米国では、U S I V I S I Tによりテロリストを摘発したケースは極少ないと報じられているが、実態を把握しているか。また、指紋情報の利用がテロリストの摘発に効果があると考えるか。

2 プライバシー影響評価（以下、P I Aとする）の実施について

(1) P I Aの実施に当たり、どのような体制をつくることになるのか。法務省が検討しているのか、

その体制に第三者を含む専門家を含めること、あるいは、他省庁との連携についてはどうか。

- (2) 政府はプライバシーの概念をどのようなものとして認識しているか。また、PIAの基準は、どのようなものを想定しているか。

- (3) 今後、米国電子政府法（二〇〇二年）のように、PIAを政府・自治体に共通のプライバシー保護政策として法的義務化する意向はあるか。

3 テロリストの認定について

- (1) テロリストの認定において誤りを避けるためには、国内外の情報の精査が特に大切だ。

テロリスト認定のための「テロリスト認定関係省庁連絡会議」の運営の中で、この点は、どのように考えているか。

- (2) テロリスト認定のための情報収集活動において、諸外国との連携などどのような体制で臨んでいるか。

右質問する。